

# 「ビボラボ」の活動に関する規約

(名称)

第1条 この団体は、「ビボラボ」と称する。

(目的)

第2条 この団体は、徳島県立近代美術館と協働し、美術館活動の向上に取り組むとともに、「美術・アートとかかわりがある」ことを基本として、地域の芸術活動の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 この団体は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 美術館と協働して開催する、美術に関する各種催しの企画・運営
- (2) 美術館の各種事業（教育普及活動、広報活動など。）のサポート
- (3) 地域の芸術活動の発展に寄与する事業
- (4) 会員の研修、親睦
- (5) その他、この団体の目的に添った事業

(役員)

第4条 この団体には、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名以内
- (3) 幹事 2名以内
- (4) 監事 2名以内

2 代表は、この団体の業務を総括し、団体を代表する。

3 副代表は、この団体の事務を総括し、代表を補佐する。代表に事故あるときは、その職務を代理する。

4 幹事は、この団体の会計を担当する。

5 監事は、この団体の会計を監査する。

(事務局)

第5条 事務局は、徳島県徳島市北沖州 1-1-50 サーパス渭東 411 に置く。

(役員を選任と任期)

第6条 役員を選任は、正会員の互選によるものとする。

2 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

3 役員が欠けたために選出された後任役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会員及び会費)

第7条 この団体の会員及び会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人  
会費：年間 1,500 円（高校生は 300 円）
- (2) 賛助会員 この団体の活動を援助する団体及び個人  
団体の会費：年間一口 10,000 円、個人の会費：年間一口 1,000 円
- (3) 助っ人会員 この団体が実施するイベント等を期間限定でサポートする個人  
会費：年間 300 円

(入会及び退会)

第8条 この団体への入会は、入会申込書の提出及び会費の納入をもって確定する。

2 退会は、退会の意志を「代表」に申し出ること、又は第7条の会員の要件を欠いた場合をもって確定する。なお、この場合、既に納入されている会費は返納しない。

(総会)

第9条 総会は、全会員によって構成され、年1回以上開催する。

2 総会は、代表が招集する。

3 総会の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 規約の制定、改廃

(2) 役員を選任

(3) 事業実施方針

(4) 決算及び団体運営の重要事項

4 総会は会員の3分の1の出席(委任状を含む。)により成立し、議決は、合議による。

5 議長、書記等は、第11条に定める世話役が行う。

6 総会には、関係する美術館職員の出席を求めることができる。

(運営会議)

第10条 運営会議は、正会員によって構成され、随時開催する。

2 運営会議は、第11条に定める世話役が招集する。

3 運営会議の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 世話役の選出

(2) 総会の議決を要しない事項の議決

4 運営会議の議決は、合議による。

5 議長、書記等は、第11条に定める世話役が行う。

6 運営会議には、関係する美術館職員の出席を求めることができる。

(世話役)

第11条 この団体には、3名から5名程度の世話役を置く。

2 世話役の選出は、正会員の互選によるものとする。

3 世話役の任期は3ヶ月とし、再任を妨げない。

4 世話役は、役員と連絡を取りながら、随時会合を持ち、会員間や美術館との連絡調整を図り、総会、運営会議及び活動全般の取りまとめを行う。

5 世話役が欠けたために選出された後任世話役の任期は、前任者の残任期間とする。

(経費及び会計年度)

第12条 この団体の経費は、会費及び各種寄付金・助成金等をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日をもって始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、総会において定める。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。